

# 古語拾遺諸本の訓読上の特色について

—— 熟語の訓読を中心として ——

\*1)  
杉 浦 克 己

## 要 旨

古語拾遺の諸本を一瞥すると、本文漢字複数字を一まとまりとして訓を充てた例が比較的多いことが目に付く。本稿ではこれらのうち特に本文漢字二文字の例を仮に「熟語」と呼んで抽出し、諸伝本に見えるその訓読を蒐集・分析した。訓点資料に見える熟語は、元漢文の著者自身の漢字の用法によるものと、加点者の解釈の結果として熟語として読まれているものがあると考えられ、しかもこの両者は表裏の関係にあると言える。諸伝本に見える同箇所への加点を比較検討し、他の漢文文献などの例も参照しつつこの二者の関係を明らかにしようとするのが本稿のねらいである。更にこれを手がかりとして、元漢文が一定の訓読を想定して書かれたものである可能性の有無を検証したいと考えた。当該例七七三の個々についての分析は未だ半ばなのではあるが、これに直接関係しそうないくつかの例を得ることができた。

## はじめに

日本書紀特に神代卷諸本に見える訓読を蒐集検討する過程<sup>①</sup>に於いて、古語拾遺の本文の記述及び諸本に見える訓読が、日本書紀の訓読と密接に関係しているのではないか、と思うに至

り、今般放送大学特別研究助成（平成十年度）を受ける機会に恵まれ、改めて古語拾遺諸本の訓読を蒐集し、既に一部を公<sup>②</sup>にしてきた。本稿もこの一環であって、特に古語拾遺本文及び訓読双方に関わる問題としい、いわゆる「熟語」の類を取り上げ、考察を試みたものである。

古語拾遺諸本の訓読を一瞥すると、本文漢字複数字を一まと

\*1) 放送大学助教授（人間の探求）

まりとして訓を充てている例が多いことが目に付く。これは、日本書紀の諸本に見える訓読と比較しても、あるいは他の漢文文献類の訓点本と比較しても、感ぜられる所である。本稿ではこのような類を仮に「熟語」と呼んで<sup>③</sup>考察を加えることとした。

具体的には、現在手にすることのできる最も信頼できる古語拾遺の本文出版物である岩波文庫本（西宮一民博士校注・昭和六〇年・岩波書店）の本文及び訓読文に基づいて、漢字二文字に訓が充てられた例を抽出し、これに古語拾遺諸伝本のうち既に私なりの蒐集・整理作業がある程度進んでいる、嘉禄本及び暦仁本に見える訓読からの例を併せ、個々の例について、日本書紀神代卷諸本のそれと比較検討し、必要に応じて日本書紀卷三以降及び『古事記』の諸伝本に見える訓読や他の訓点資料類、国語史料類を参照する、という形で考察を進め、古語拾遺本文及びその訓読の性格の一端を明らかにしようと考えた。

古語拾遺嘉禄本及び暦仁本からの用例については、天理図書館善本叢書一『古代史籍集』（昭和四七年・八木書店）所載の写真版及び同書附載の廣瀨文雄氏による校勘記により、なお不明の個所については原本に直接あたることによって蒐集したデータに基づいている。日本書紀神代卷からの用例については、寛文九年版本（初刻本）を底本として、諸伝本から蒐集整理したデータ（注①）拙著の基礎とし、その後増補したもの（

を用いている。

#### 当該例全体の概要と問題の所在

岩波文庫本の本文及び訓読文を底本としてその和訓を計数すると、総数で五六三九を得、そのうち実訓は、総数三八八三・異なり数一八五五であるが、ここから訓読上本文漢字二文字の「熟語」として扱われているものを抽出したところ、総数七七三・異なり語数五四二（序文及び跋文に見える総数六五・異なり語数六四を含む）の例を得た。

『日本書紀』神代卷上・下について寛文九年版本（初刻本）に注された訓点から和訓を計数すると総数で一九六五九、うち実訓が総数一一八四五・異なり数四三六九であり、ここから同様に「熟語」を抽出すると、総数一八四八・異なり語数一〇八二となる。これと比較しても、『古語拾遺』の訓読が、「熟語」を比較的多く含むものであることがわかる。（実訓の用例全体に対する「熟語」の割合は、古語拾遺が総数で約二〇％・異なり語数で約二九・二％、日本書紀神代卷は総数で一五・六％・異なり語数で二四・七％）

品詞別に大略を比較すると、

古語拾遺	和訓全体	二文字熟語	熟語の割合
名詞類	総数	一六二九	六二一
			三八・一％

	日本書紀神代卷	和訓全体	二文字熟語	熟語の割合
動詞類	異なり数	八九〇	四〇九	四六・〇%
	総数	八四七	九八	一五・六%
	異なり数	四六〇	九三	二〇・二%
副詞類	総数	三五八	一六	四・五%
	異なり数	九四	九	九・六%
名詞類	総数	四六〇九	一一四四	二四・八%
	異なり数	一六〇九	五七〇	三五・四%
動詞類	総数	三五八四	四九〇	一三・七%
	異なり数	一二八四	三五七	二七・八%
副詞類	総数	一三八九	七五	五・四%
	異なり数	一九四	三六	一八・六%

のようであって、特に名詞類でこの傾向が顕著であることがわかる。つまり文自体の組み立てよりむしろ、個々の事項の内容の表現にあたって、「熟語」をより用いる傾向が古語拾遺にはあるのではないか、という予想が成り立ちそうである。

ただ、漢文訓読資料を和訓の側から見て、本文漢字が「熟語」として扱われていることには、元々の漢文本文を書き表す上で熟語として用いたという面だけではなく、それを訓読する上で熟語と扱って内容を解し訓点を注した、という側面もある。

る。そしてこの両面は相互に密接に関係し、他の要素とも相俟って、結果として今我々の前に「熟語」として具現していると思わなければならない。この点が本稿の主眼とするところであり、広い意味での本邦の漢文（漢字）文献資料の「書かれ方」と「訓読のされ方」との関係について考える手がかりの一つを模索しようと考えたのである。

右に挙げた「熟語」の例は概ね、

ア・万葉仮名表記またはそれに準ずるもの

イ・数詞の類

ウ・音読語

エ・固有名またはそれに準ずるもの

オ・神代紀に同一語・同一訓があるもの

カ・神代紀に同一語はあるが訓が異なるもの

キ・神代紀に同一訓はあるが本文が異なるもの

ク・神代紀に訓・本文とも見えないもの

に分類でき、本稿の主眼とすることに主に関わるのはこれらのうち、ウ及びカ・キ・クの類ということになる。このような視点から、古語拾遺諸本の訓読に見える「熟語」の例を概観してみることとした。

## ア・万葉仮名表記またはそれに準ずるもの

先に挙げた用例数のうちには、本文漢字が万葉仮名として用いられ、結果的に漢字二文字となっている例が、

阿那(アナ)……四例 由伎ユキ……二例

羽々(ハハ) 波随(ハダ)

比佐(ヒザ) 由紀(ユキ)

飢憩(オケ) 主基(スキ)

の総数十二・異なり数八ある(用例数を挙げないものは各々一例のもの。以下同じ)。これらはここで言うところの「熟語」の類ではないため以下の考察からは除外する。

## イ・数詞の類

数詞として本文漢字が二文字になる例のうち訓読みのものが、

五百(イホ)……二例 十一(トヲアマリヒトツ)

十七(トヲアマリナナツ) 八十(ヤソヂ)

八百(ヤホ) 百廿(モモアマリハタチ)

十三(ジフサン)

の総数七・異なり数六例、及び跋文に音読みのものが、

ウ・音読語

『日本書紀』や『古事記』(本文部分)の諸伝本に見る訓読にはごく希なことであるが、今般調査した古語拾遺諸本の訓読には本文漢字二文字の熟語を音読みとした例がいくつか見える。

岩波文庫本について計数して見ると(全て総数で表示)、

二文字熟語に音読の占める割合は、

	和訓総数	熟語総数	音読例(熟語中の%)
序文	八三	二二	一九(八六・四%)
本文	三六一七	七〇八	一五(二・七%)
跋文	一七四	四三	二九(六七・四%)

のように該当例は序文及び跋文に集中しており、序文・跋文と本文が明らかに異なる組み立ての文章であることを端的に示しているが、本文にも例は見え、一考を要するところと思われる。個々の例について、嘉禄本及び暦仁本の例と併せつつ以下に示す。なお用例の文字遣いは岩波文庫本訓読文のそれによって示した。また「」内に示す数字は、岩波文庫本訓読文での位置「頁数/行数」である。嘉禄本については同じく数字の前に「K」を、暦仁本については「R」を付けて、天理善本叢書本での位置を示した。ただし、序文及び跋文の用例については、短い範囲でありこれを省略したものがあ

は、まず、嘉禄本と比較してみると、跋文の

街巷(ガイカウ) [56/01]  
 の例は嘉禄本にも「カイカウ」[K477/1]の加点があり、音読  
 みるとわかる。

また、序文の

貴賤(キセン) [13/04] [K472/2]

書契(シヨケイ) [13/05] [K427/3]

上古(ジョウコ) [13/04] [K427/2]

文字(モジ) [13/04] [K427/2]

老少(ラウシヤウ) [13/04] [K427/2]

の例は、嘉禄本では読み仮名の加点はないものの声点の記入が  
 あってこれも音読みとされていることがわかる。

また序文の例のうち、

委曲(キキョク) 往行(ワウカウ) 家牒(カテフ)

旧説(クセツ) 旧老(クラウ) 愚臣(グシン)

故実(コジツ) 国史(コクシ) 根源(コンゲン)

召問(セウモン) 上聞(ジャウブンス) 前言(ゼンゲン)

蓄憤(チクフン) 浮華(フカ) 変改(ヘンカイス)

及び跋文の

曲照(キョクセウ) 堯暉(ゲウキ) 舜波(シュンパ)

神物(シンモツ) 聖運(セイウン) 糝政(ヒセイ)

鄙俗(ヒゾク) 宝曆(ホウレキ) 靈蹤(レイシヨウ)

については音熟合符があつて、音読みとされていることがわか

る。但し嘉禄本の熟合符の注され方については序文と跋文で若  
 干加点に差異があるようにも思われ、特に跋文の例を音読みと  
 考えるにはなお慎重にならざるを得ない。(序文では左縦線を  
 訓熟合、中縦線を音熟合とほぼ見なしうるが、跋文では中縦線  
 を注した上で訓の読み仮名を注す例(「八洲(ヤシマ)」[K  
 457/1]など)がある。

残る例のうち跋文の

英風(エイフウ) 往代(ワウダイ) 朽邁(キウマイ)

犬馬(ケンバ) 口実(コウジツ) 千載(センザイ)

造式(ゾウシキ) 日暮(タンボ) 愚臣(グシン)

天鑑(テンカン) 当年(タウネン) 磐古(バンコ)

万葉(マンエフ) 庸夫(ヨウフ) 礼楽(レイガク)

闕典(ケツテン)

には読み仮名・声点・熟合符共に加点がない。しかしこれらは  
 前後関係から見ると積極的に訓読みと決めることはできない。

さらに、

大同(ダイダウ) 二例

は年号の例である。

残る

中古(チュウコ)

のみ、嘉禄本では「ナカコロ」としており訓読みとなってい  
 る。

序文・跋文の「熟語」のうち岩波文庫本の音読み例は以上で全てであり、最後に挙げた「中古」を除いて、嘉禄本でも音読みを主としていると見てよさそうである。

岩波文庫本で序文・跋文部分の二文字熟語を訓読みとしているものを見ると、序文の、

口口(クチグチニ)以来(コノカタ)

の二例は嘉禄本は共に無点であるが、訓読みとみなしうると考えられる。

跋文の例のうち

忽然(タチマチニ)

己 については嘉禄本には「タチマチに」(嘉禄本の和訓について平仮名はヨコト点を示す。以下同じ。)とあって訓読みとわかる。

遷化(ミマカル)

には「は」のヨコト点と「ミマカナハ(左訓)」の加点があり、訓読みであろうと推される。

地下(シタツクニ)

には「シタツクニ(左訓)」と「に」のヨコト点がある。

さらに、

神代(カミヨ)

八洲(ヤシマ)

望祓(マツリ)

休運(オホミヨ)

の例は、嘉禄本では熟合符のみを注し、「神代」のみが左、後

三例は中線である。従って後三例は音読みかとも考えられるが、先にも述べたように即断はできない。

国家(クニ)

遺漏(モル)

方今(イマ)

四海(ヨモノウミ) 広成(ヒロナリ)

八十(ヤソヂ)

の例は嘉禄本では無点であるが、後二例の「広成」「八十」は内容から推して訓読みと見てよいと思われる。前三例は前後から見ると音読みとも考えられそうである。

なお残る、

雖然(シカレドモ)

の一例は嘉禄本では本文が「雖」字を欠き比較できない。

本文の例では、年号について見ると、

勝宝(シヨウホウ) [52/09] [K473/1]

白鳳(ビヤクホウ) [44/03] [K464/3]

宝亀(ホウキ) [49/09] [K470/3]

については嘉禄本では無点であるが、

延暦「シコヨミヒク」[K471/2]

大宝「ヨホシタカラノ」[45/06] [K465/4]

天平「アマハ…か…ノ」[K466/1]

については、不分明の部分も含むが右に示すように訓読みの点を注している。これらの年号の例はいずれも年代毎に出来事を記述した本文後半に見え、年号以前の部分については「難波長柄豊前朝」のように歴聖を和号で記述しており、これにあわせ

て年号以降の記述部分も、訓でこれに加点したものとと思われる。(特に右に掲げた「大寶」では、右傍に訓読みを注す他に左傍に「文武天皇」と聖号を注してあって、嘉禄本の加点者の意図を感じることができる。)

年号以外の本文中の語の例では、

岩波文庫本 嘉禄本

衣服 イフク [18/10] キモノ [K433/6]

介推 カイスイ [46/08] カラヒトノ (左訓) [K467/2]

考選 カウセン [52/06] シナサダメに [K472/6]

内侍 ナイシ [32/04] ウチツミサフラヒ [K438/2]

博士 ハカセ [41/05] フニヨシヒト [K460/5]

の例については、このように訓読みとしている。ただし右のうち「介推」には「推」字に校異注記がある。また「博士」は右の外にもう一箇所用例 [42/04] があるが、嘉禄本 [K462/1] には訓熟合符のみが注されている。また、

班幣 (ハンペイ) [46/08]

は嘉禄本では、

幣ヲ班シヒツツ [K467/1]

のように訓で返読している。

以上のように、嘉禄本では、序文・跋文では岩波文庫本と同様あるいはそれ以上に積極的に音読みで二文字熟語を読んでおり、逆に本文部分では年号にまで訓読みで加点して、基本的に

は熟語を音で読むことはせず、序文・跋文とは異なる読み方を示そうとしていることがわかる。

次に暦仁本を見る。(暦仁本では序文の全てと本文の前部を欠く。)

跋文では、右に掲げた例のうち「大同」の年号部分の本文をを欠く。さらに、

聖運

の例は料紙の欠落のため読み方が判然としない。また、

磐古

の例は暦仁本本文では「磐」となっておりこれも比較できない。

往代・糺政・礼楽・堯暉・宝曆・鄙俗・愚臣・朽邁・旦暮

庸夫・口実・曲照・天鑑・千載・犬馬

の例は全部または一部に音読みの読み仮名が見え、仮名遣上の問題などはあるものの音読みとわかる。また、

舜波・英風・万葉

の例は、読み仮名はないが音熟合符が注され音読みであることがわかる。

これらに対して、

中古 (ナカコロ) 靈蹤 (ミタマノアト)

闕典 (カケタルノリ) 造式 (シキヲツクル)

神物 (カマトコロ)

の例には( )内に示したように訓読仮名が注され訓読みであることがわかる。さらに、

当年・街巷

の例の訓点(振仮名)には一部に欠落があつて読み方そのものは判然としないが、一部から訓読みとみなせる。なお後者には「ケイカウ」の左訓がある

一方

求訪(キウハウ)

は、岩波文庫本では「モトメタツネタマフ」と音読み熟語とはしていないが、暦仁本では音読みとする例である。同様に、

四海

己 浦 杉 克 己  
は読み仮名を欠くが音熟合符があり、岩波文庫本の「ヨモノウミ」とは異なつて音読みとしている。  
本文中の用例では、先ず年号の例については、

宝亀(ハウクキ) [R535/2] (ただし本文は「寶于亀年」)

白鳳(ハクホウ) [R528/5]

天平(ヘイ) [R530/4]

には全部または一部に仮名点があり、

勝寶 [R537/6] 延暦 [535/7] 大宝 [530/2]

の例は仮名点を欠くが声点(圈点)が注され、音読みとしてい  
ることがわかる。

年号以外の語では、「衣服」「内侍」の例の部分は暦仁本は本

文を欠いている。これ以外の例では、

岩波文庫本 暦仁本

介推 カイスイ カツイ [R531/4]

考選 カウセン カムカヘエラフコトニ [R537/6]

博士 ハカセ フミヨム人十訓熟合符 [R525/05]

〃 フミヨミヒト十訓熟合符 [R526/6]

のように、「介推」の例を除いて嘉禄本と同様、訓読みを取っている。「班幣」の例も

幣(班幣)の例も  
幣(左訓ミテグラ)ヲ班ツ [R531/4]

と同様に返読している。

従つて暦仁本はほぼ岩波文庫本・嘉禄本と同傾向と考えられるが、全体に音読みは少なく、本文と跋文の間の差がより小さいように見える。

エ・固有名またはそれに準ずるもの

以下の例(総数一二〇・異なり数五四)は固有名またはそれに準ずるものである。岩波文庫本の例で掲げたが、これらは諸伝本にもほぼ共通に見えるものである。なお漢数字は岩波文庫本での用例数(数字を欠くものは各々一例)である。

阿波 アハ……………二 漢氏 アヤウヂ

漢直 アヤノアタヒ……………四 鹿香 アラカ……………四

生嶋 イクシマ……………三 伊勢 イセ……………三

石上	イソノカミ	齋宮	イツキノミヤ
忌寸	イミキ	忌部	イミベ……………五
齋部	イミベ……………二三	菟田	ウダ
大伴	オホトモ……………二	大蛇	オロチ
鏡作	カガミツクリ	香山	カグヤマ
櫃原	カシハラ	片巫	カタカムナギ
蟹守	カニモリ	河内	カフチ
上総	カミツフサ	借守	カリモリ
百濟	クダラ……………四	来目	クメ
蔵部	クラヒトベ……………二	作斯	サカシ
媛女	サルメ……………二	磯城	シキ……………二
倭文	シトリ……………二	下総	シモツフサ
新羅	シラキ	勝部	スグリベ
玉作	タマツクリ……………二	月神	ツキノカミ
筑紫	ツクシ……………二	中臣	ナカトミ……………十六
秦氏	ハタウヂ	秦氏	ハダノウヂ……………二
秦公	ハダノキミ	肱巫	ヒヂカムナギ
日神	ヒノカミ……………六	日向	ヒムカ
広成	ヒロナリ	総国	フサノクニ
太玉	フトダマ	文氏	フミウヂ
文首	フミノオビト	三韓	ミツカラノクニ……………二
物部	モノノベ	海神	ワタツミ

王仁 ワニ……………二 巫摩 キカスリ

尾張 ヲハリ 大蛇 ヲロチ……………二

個々の例について見ると、例えば「倭文(シトリ)」の例などは神代紀の訓読と比較してなお考察を要するであろうし、更に他書を念頭に置くと検討を要すると思われる例も多く含まれるのではあるが、これら固有名類は本稿での立場とはまた異なった観点からも考えなければならないことがらであり、他日を期することとして例のみを挙げ、考察からは一旦除外することとした。

#### オ・神代紀に同一語・同一訓があるもの

次に掲げる例(総数一三五・異なり数九〇)は神代紀諸本に同一本文漢字に同一の和訓が注された例が見えるものである。

天折	アカラサマナリ	無状	アヅキナシ	無道	アヅキナシ
咲噓	アザワラフ	天降	アマクダル	開闢	アメツチヒラク
隠去	カクル	還幸	カヘリイル		

復命	カヘリコトマヲス	降到	クダル	神部	カムトモノヲ	神衣	カムミソ
治功	コトナス	幽居	コモル	変枯	カラヤマ	国神	クニツカミ
平定	シヅム	経営	ツクル……………二二	六合	クニノウチ	雲氣	クモ
解除	ハラフ……………一〇	駮除	ハラフ	畜産	ケモノ	以来	コノカタ……………二二
禁厭	マジナヒヤム	帰順	マツロフ	所以	コノユエ	逆剝	サカハギ……………二二
逐降	ヤラヒニヤラフ			下枝	シヅエ	皇孫	スメミマ……………二二
如此	カク	平安	サキク	其地	ソコ	手纏	タスキ
雖然	シカレドモ……………四	忽然	タチマチニ	種子	タネ	瓊玉	タマ
所謂	イハユル……………二	如此	カカル	衢神	チマタノカミ……………二二	罪過	ツミ
毀畔	アハナチ	天神	アマツカミ	手足	テアシ	常闇	トコヤミ
天孫	アマツカミノミコ	宝祚	アマツヒツギ	遠祖	トホツオヤ……………二二	中間	ナカゴロ
天上	アメ……………三	天壤	アメツチ	中枝	ナカツエ	新嘗	ニヒナヘ
天孫	アメノカミノミコ	天下	アメノシタ……………二二	根国	ネノクニ……………五	以後	ノチ
天孫	アメミマ……………二	鬼神	アラブルカミ	昆虫	ハフムシ	人民	ヒトクサ……………二二
蒼生	アヲヒトクサ	青山	アヲヤマ	曲玉	マガタマ	中心	ミココロノウチ
生剝	イケハギ	何処	イツコ……………二二	先驅	ミサキハラヒ	御統	ミスマル
稻種	イナダネ	警戸	イハト	恩頼	ミタマノフユ	胸乳	ムナチ
石窟	イハヤ	子孫	ウミノコ	裳帯	モヒモ	諸神	モロガミ……………七
海浜	ウミヘタ	始祖	オホツオヤ	諸部	モロトモノヲ……………四	八洲	ヤシマ
百姓	オホミタカラ	川上	カハカミ……………二二	齋庭	ユニハ	木綿	ユフ……………七
				所以	ユエ	俳優	ワザヲキ

ただし例えば「諸神」の例については、神代紀では、「カミ」「モロカミタチ」「モロカングチ」の例があるなど、なお考慮すべきものは多いと思われるが、本稿が主として考えることからすれば、初期段階としてはこれらを除外した中から考え、改めて問題となりそうな例を考慮することとした。

#### カ・神代紀に同一語はあるが訓が異なるもの

以下の六例（総数・異なり数共）は、漢字本文で神代紀に同一の語が見えるが、充てられた訓が異なるものである。

#### ○忠誠 タダシ [32/01]

神代紀では諸本共に「マメナリ」としている。

古語拾遺の例は、神武天皇東征の際の饒速日命の武功を、

忠誠之効（タダシキマコト）

としている箇所であり、嘉禄本 [K449/4] では他に左訓第一訓として「イサヲキシ」、第二訓として「マメヤカナル」を注している。暦仁本 [R513/4] では一部虫損で不明ではあるが「マメヤカ□ル」のように注しているようで、嘉禄本左第二訓と同じと見てよさそうである。

神代紀の用例は卷下天尊降臨章の一例で、降臨の先ばらいとして遣わされた天稚彦の不忠を、

不忠誠（マメナラス）

としているものである。諸本共にこの訓を取っており、乾元本の左訓万葉仮名も「万女・・」としていることから推すと、この読み方は古くから定着していたもののように思われ、古語拾遺嘉禄本暦仁本もこれを踏まえたものとみなすことができる。

ただし、神代紀本文の記述では、天稚彦に先だつて遣わされた天穂日命の不忠を

倭<sup>オホネ</sup>り（または「ヘツラヒ」）媚<sup>コホ</sup>ビテ

とし、大背飯三熊大人の不忠を、

順<sup>オホネ</sup>リテ

としていることから考えると、天稚彦についての記述も「不忠誠」で不忠の意を表したもので、「マメナラス」一続きのものとするべきではないかとも思われる。とすれば、古語拾遺の「忠誠」の本文はこれとは性格が若干異なると見なければならず、嘉禄本・岩波文庫本はそれを意識した読み方としていることになる。

#### ○取捨 トリミステミス [45/10]

天平年中の大臣の専横を述べた「任意取捨」の部分で、嘉禄本 [K466/2] では「ツクロフ（左訓アラタム）」、暦仁本 [R530/5] では「アラタム」としている。

神代紀での「取捨」の例は、卷下天孫降臨章一書第二の「国覓ぎ」の部分で、「此処に國有りや」の問いに事勝國勝長狹神

が、「取捨随勅」と答える箇所に見え、諸本共「トモカクモ」あるいは類似の形で読んでいる。しかし、神代紀本文の記述から推せば、「神勅に従って好きなように治めて下さい。」程の意と取ることができ、意の上では古語拾遺本文の「任意取捨」に近い。

「取捨」の語は『漢書』芸文志「短を捨てて長を取る。」のように、不用なものを捨てて必要なものを手に入れる、のような選択の意として用いられるが、一方で「意のままに振舞う・欲しいままに行動する」のような意に用いられたと思われる例も存する。例えば、

己 「皆取捨させ給てければにげうせにけり」(『竹取物語』)

浦 などは、そのような意に重点を置いて解した方がわかりやすい。神代紀巻下の例も前後関係からすればそのような意であろうかと思われ、諸本の「トモカクモ」の訓はその延長上に考えるべきではないか。「トモカクモ」の語自体にも、「何にもとらわれず」程の意を認めることはできるであろう。あくまでも推測の域ではあるが、

トモカクモ、取捨(好きなように)してください。

のように、「取捨」の語に補助的に用いられた訓が残ったものと考えられることもできそうではある。

古語拾遺の例も、「取捨」する対象物が直接に示されているのではない部分であり、「選択」の意よりはむしろ、おそらく

はこのような意を踏まえて「取捨」の語を用いたのであって、「任意取捨」でその専横ぶりを表現した記述とみなせるのではないだろうか。嘉禄本・暦仁本の訓は、この間をふまえ、直接にというよりもむしろその意を取ってのものとも見ることができよう。岩波文庫本が「トリミステミ」(傍線杉浦)と敢てしているのも、「取捨選択」のような意とは異なることを示そうとしているのであろう。

○始祖 ハジメノオヤ [41/06]

古語拾遺岩波文庫本では類似の「遠祖」(十例・[19/04]など)を「トホツオヤ」、「始祖」(一例)は「ハジメノオヤ」と読み分けているが、神代紀諸本では「遠祖」(一九例)、始祖(二例)共に「トホツオヤ」とする(何れも寛文九年版本の加算例で計数)。

古語拾遺嘉禄本では「遠祖」([K433/5]など)は「トホツオヤ」(または「オヤ」[K445/5])としているが「始祖」[K460/6]は無点である。暦仁本は虫損などにより不明な例も含まれるのはあるが、「遠祖」([R511/7])は「トオヤ」、「始祖」[R525/6]は「ヘツオヤ」と区別しているようである。

古語拾遺本文では、「遠祖」は本邦の氏族の祖である神名を挙げる所に用いられるのに対し、「始祖」は渡来氏族河内文首の祖である百済の博士王仁について用いられ、両語は使い分け

られている。従って訓の上でもこれを区別することは首肯でき  
る。

神代紀本文でも「遠祖」は右と同じく氏族の祖の神名に用い  
られているが、「始祖」は若干性格が異なって「隼人」の祖  
「火欄降命」に使われている。古語拾遺のそれとは異なるが、  
これも意識して「遠祖」と「始祖」を本文上使い分けているも  
のと考えられる。このようなことをふまえて古語拾遺の本文も  
書かれたのであろうと推測できる。

○上枝 ホツエ [20/02]

岩波文庫本では「上枝・中枝・下枝」について、「下枝シツ  
エ」に対して「上枝ホツエ」（中枝はナカツエ）としている。  
嘉禄本 [K435/3] では上枝・中枝に各々「・・ツ・」（下枝  
[K435/5] は無点）とのみ注しており、おそらく「カミツエ・  
ナカツエ・シモツエ（あるいはシツエ）」のように読むのであ  
ろう。暦仁本ではこの箇所は前半の欠落部分にあたる。

神代紀諸本の訓では、「枝」を「エ」とする例のみを挙げる  
と、

上枝 カミツエ、カムエ

中枝 ナカツエ

下枝 シモツエ・シツエ

が見える。上枝を「カミツエ」とするのであれば、下枝は「シ

モツエ」とするのが穏当であり、「シツエ」に対しては「カミ  
ツエ」ではなく「ホツエ」を充てるべき、との考えが岩波文庫  
本である。神代紀諸本の中では一本のみがこれに「カムエ」を  
充てている。

○鋪設 シキモノ [31/05]

掃守部の遠祖の説話部分の例で、岩波文庫本では、

鋪設シキモノヲ 掌ツカサドル

としている。嘉禄本 [K449/1] では「掌」字が「常」字なっ  
ていて左訓に、

常に鋪設シキモノヲス

と「鋪設」を名詞＋サ変動詞に読んでいる。暦仁本 [R512/6]  
ではさらに「鋪」字が「誦」字となっていて、

常ニ誦シキモノヲ設ク

のように、「設」字を「常ニ」を受ける動詞字とした読み方で  
ある。

神代紀では、卷下海宮遊行章本伝で、海神が彦火々出見尊を  
もてなす箇所<sup>二</sup>で、

八重席ヤヘグタ薦タミヲ鋪設シキテ

という記述がある箇所に見え、諸本とも「鋪設」を「シク」と  
動詞に読んでいる。同章一書第二にも類似の、

八重席ヤヘグタヲ設シキテ

という箇所があり、「鋪設」を動詞として用いていることはほぼ明らかである。

古語拾遺の例は、本文に異同があつて、嘉禄本・暦仁本のように「常鋪設」とすれば「鋪設」を動詞と見ることでもできるが、前後を考えると、「ツネニシク」と読んだのでは何を「シ」いたのか今一つ不分明であり、嘉禄本の訓はこれに配慮して「シキモノヲス」と少し無理のある読み方を敢て左訓に示したのではないか。やはり岩波文庫本のように本文「掌鋪設」を取って、「鋪設」を名詞とするのが穏やかである。とすると神代紀の例とは異なつた本文漢字の用い方ということになる。

己 「鋪」字は「しきもの」「しく」の名詞・動詞どちらにも用いられ、「設」字の「くのために留意したもの」「くのために留意する」と熟語となつた形でも、名詞・動詞どちらにも用い得ると考えられる。

○大造 オホミワザ [46/06]

古語拾遺では、後半の「所遺」の列挙の項の直前に

神器ノ大造ヲ助ケマツル。

とある箇所である。諸氏が皇室の大業に奉賛したことを述べる箇所で、「宝基ノ鎮衛」「昌運ノ洪啓」「神器ノ大造」と漢語的な記述が続く中にあり、他の部分とは少しく趣を異にする本文とも感ぜられる。前後関係から見ても「大造」の語は皇室の大

業とその成果を指す意で用いられており、岩波文庫本の「オホミワザ」の訓もこれを活かしたものであろう。

嘉禄本では

大に(?)造ル [K466/6]

と読んでおり、熟語とはしていないが意は同様である。

暦仁本 [R31/2] では「造」字が行末の料紙損傷で欠けているが、「大」字には「オホキニ」と認められる加点が見え、嘉禄本と同様と見てよいと思われる。

神代紀には「大造」を「オホヨソ」と読んだ例が見えるが、これはは巻上宝剣出現章後半部分で、幸魂音魂が大己貴命に発した語の中の、

大造ノ續ヲ建ツルヲ得タリ

の箇所である。諸本共に「オホヨソ」を挙げるが、乾元本第一訓、弘安本左訓などには

大キに造ル續……

としたものもある。これは大己貴命が国中を平定した功績を言つたもので、前後関係から推せば「大造續」で「大きな功績」程の意を表した記述と見るのが穏当であろう。とすれば後に挙げた「大キニ造クル續」のような読み方は、先に挙げた古語拾遺嘉禄本暦仁本の読み方にも通じ、その意を活かしたものと見ることができようが、「大造」を「オホヨソ」と読むのは、「續の全て」のように解しているとも考えられ、「大造」の語そ

れ自体の意を十分に活かしてはいないようにも思われる。おそらくこれは、神代紀の本文が「大造」ではなく「大造績」であることにもよるのかもしれない。

#### キ・神代紀に同一訓はあるが本文が異なるもの

この項でとりあげる総数一〇一・異なり数一一八の例は、神代紀諸本に同一の和訓の例があるが、それが充てられた本文が古語拾遺のそれとは異なるものである。以下に個々の例について見てみる。

#### ○美麗 ウルハシ [21/04]

神代紀では本文一文字では「愛・艶・麗・彩・實」、本文二文字では「花艶・華艶・光彩・明彩・友善・麗美」を「ウルハシ」とした例が見えるが「美麗」の例は見えない。

古語拾遺岩波文庫本では「美麗」の他に「美」[22/04]「麗」[21/06]を各々「ウルハシ」とした例が一例ずつ見える。嘉禄本では、「美麗」[K436/6]は「熟合符十ナリ」(右訓)、「ウルハシ」(左訓)としているが、左訓のウルハシは下に片寄って「麗」字のみに注されているようである。他箇所「麗」字の例は「ウルハシ」[K437/2]、「美」字の例は「ヨキ」[K438/2]となっている。暦仁本では前半の欠落部分にあたる。

ここで着目すべきは嘉禄本の右訓であろう。これら三例は共に天照大神出現の項に相次いで見えるのであるが、前後は、

(美麗) 其形状美麗。[21/04] [K436/06]

(麗) 吾之所捧宝鏡明麗。[21/06] [K437/2]

(美) 今世内侍善言美詞和君臣間 [22/04] [K438/2]

のようであって、各々用いられ方が少し異なっている。

「美麗」はこの二文字で述語の位置に立って用いられている。「麗」の例は修飾語「明」を受けて述語の位置に立っており、訓読上は「アキラカニウルハシ」であるとしても、本文での用いられ方から見れば、「美麗」の二文字で「美麗」と同様に述語として用いられているように考えることができる。「美」の例は逆に「美」字が修飾語の位置に立っており、「美詞」の二文字で一まとまりとなって「麗しい言葉・おめでたいこと」程の意で用いられている。

神代紀の「麗」字の例を見ても、

性質<sup>ヒトナリ</sup> 明<sup>テ</sup>麗<sup>ハ</sup>シ (四神出生章)

此ノ若ク言ノ麗美<sup>カクゴトコトウルハシ</sup>シキハ (宝鏡開始章)

のように、二文字で一まとまりとなって「ウルハシ」(または修飾語+「ウルハシ」)の意の述語、あるいは「ウルハシキコト」の意の名詞相当として用いられている。神代紀に見える他の本文漢字例についても、類似の傾向があるようである。

此ノ子光華<sup>ヒカリ</sup> 明彩<sup>ウルハシ</sup>クシテ 六合ノ内ニ照リ徹ル (四神出生

## 章)

其ノ光 彩キコト日ニ垂ゲリ (四神出生章)

光 儀 華艷クシテ 映ク (四神出生章)

城闕 崇ク 華リ 楼 台 壮リニ 麗シ (海宮遊行章)

これら述語の位置で用いられる例では、個々の訓は措くとしても本文は「明彩・光彩・華艷・壮麗」のように二文字一まとまりで用いられているが、

愛妹 (ウルハシキナニモノミコト) 四神出生章

愛吾夫君 (ウルハシキワガナセノミコト) //

愛吾妹 (ウルハシキワガナニモノミコト) //

のように、「ウルハシ」にあたる本文漢字が一文字の例は連体修飾語として用いられている。

杉 浦 克 己

これらの熟語的な用い方(古語拾遺の例で言えば「明麗」「美麗」)の二文字全体に「ウルハシ」の訓を充て得るか、あるいは「修飾語+ウルハシ」とするかは、前後関係とも相俟って各々の例の表す具体的な内容とも関わることなのであるが、本文漢字の用いられ方を見る限り「ウルハシ」の意で用いられる「麗」字あるいは類似の字には一定の傾向があると見てよいのではないか。

## ○肥饒 ヨシ [33/09]

これは、古語拾遺の本文が、

マ  
求ニキテ肥饒地一ヲ

となつてゐる箇所、単語に分けると「ヨキ」にあたる本文部分が「肥饒」となり、結果として「ヨキ」の充てられた本文の例が神代紀には見えないことになる例である。嘉禄本 [K452/二] は「肥饒」に熟合符を付けた上で「ノ」を添え、「饒地」二文字の左訓に「ヨキトコロ」とする。暦仁本 [R516/3] は「肥饒」に熟合符を付けた上で「肥」字に「ヨキ」、「地」字に「トコロ」の読みを注している。

古語拾遺本文は「肥饒地」の三文字で「地味の肥えた場所」程の意で用いられたのであり、結果として「肥饒」に「ヨキ」の訓が該当することになるが、本稿の直接の趣旨とは少し性格が異なる。

古語拾遺では他に、神代紀に本文・訓共に見えない例(分類ク)の例として、

沃壤 (ヨキトコロ) [34/02]

があり、嘉禄本 [K452/4] では熟合符を付した上で左訓に「ヨキトコロ」、暦仁本 [R516/6] では同じく熟合符+「コエタルトコロ」の例を見ることができ。

## ○須臾 ベシ [46/08]

古語拾遺では岩波文庫本訓読文で計数して右の例も含み「ベシ」の用例は総数二六である。内訳は

	ベカラ	ベシ	ベキ
応		二	二
可	一	六	二
宜		五	
須		二	
須応		一	
当		四	
読み添え	一		

(跋文「当(ベシ)」二例以外は全て本文)

であり、右に挙げた「須応」と読み添えの例以外は本文漢字一文字に実訓で読みが充てられたものである。

神代紀では寛文九年版本で計数して総数六二の「ベシ」の例があり、内訳は、

	ベケ	ベカラ	ベシ	ベキ
応			二	
可	四	三	一五	六
宜		一	七	
須		一		一
当		一四	四	
読み添え	三	一		

であり、ここに挙げた古語拾遺の例のように「須応」の本文例は見えない。つまり古語拾遺の当該例「須応」は、それ自体が

かなり特異ということになる。岩波文庫本で前後を挙げると、

須<sup>ベ</sup>三<sup>一</sup> 応<sup>シ</sup>同<sup>ホ</sup> 預<sup>ア</sup>ニ<sup>カ</sup> 祀<sup>マ</sup>典<sup>ツ</sup>ニ<sup>ニ</sup> 或<sup>ニ</sup>、未<sup>レ</sup>入<sup>ニ</sup> 班<sup>シ</sup>幣<sup>レ</sup>例<sup>ニ</sup> [46/07]

となっていて「須応」二文字で「ベシ」としている。この部分は嘉禄本 [K466/1] は無点であるが、暦仁本 [R531/3] では「須」字を再読として、

須<sup>ニ</sup> 応<sup>一</sup> 同<sup>ク</sup> 預<sup>ニ</sup> 祀<sup>一</sup> 典<sup>ニ</sup> 或<sup>ニ</sup> 入<sup>ニ</sup> 班<sup>レ</sup> 幣<sup>ニ</sup> 之<sup>レ</sup> 例<sup>ニ</sup>

として、「応同」を一まとまりに「オナジク」と訓点を付けて読んでいる。

一般に漢文訓読で「ベシ」が充てられる場合、再読とするか否か、再読であれば一回目の副詞(または相当句)の読み方によって、再読でない場合には当該の「ベシ」自体の用法によって(あるいは当該字を「ベシ」と読むか、他の訓を充てるかによって)、当該の本文漢字の意味の違いを反映させて読むことが行われているようで、ここに挙げたものでは「応・宜・須・当」が前者に、「応・可・当」などは後者によって読み方が様々である。

古語拾遺岩波文庫本では「応・宜・須・当」を再読に扱ったと積極的にみなせる例はない。以下に文字別に岩波文庫本の

各々の全例を挙げ、嘉禄本・暦仁本を対比して示す。

〔宜〕

(一)宜早退去於根国矣 早ヤカニ根国へ退去ヌズシ [4/09]

嘉禄本 「退去」左訓カムサカリヌヘシ [K429/4]

(二)宜令太玉命率諸部神造和幣 [8/08]

太玉命ヲシテ諸部神ヲ率テ和幣ヲ造ラシムズシ

嘉禄本 「宜」字左訓ヘシおそそくは再読 [K433/4]

(三)宜献白猪…以解其怒 [53/10]

白猪…ヲ献リテ其ノ怒ヲ解クベシ

嘉禄本 白<sup>ラ</sup>猪…を献て以(て)其(ノ)怒を解ク宜シ

[K474/2]

暦仁本 宜<sup>ヨロ</sup>シク白猪…ヲ献<sup>タテマツ</sup>ラスズシ 「宜」字左訓再

読)。以テ<sup>モ</sup> [R539/1]

(四)宜以…扇之 …以テ之ヲ扇グベシ [54/03]

嘉禄本 宜…(テ)阿不氣…如(ク)セヨ [K474/4]

暦仁本 宜<sup>ヨロシ</sup>ク…以テ之ヲ扇<sup>ア</sup>ケ [R539/2]

(五)宜…班置其畔 …其ノ畔ニ班ヲ置クズシ [54/05]

嘉禄本 宜…其(ノ)畔<sup>ク</sup>ニ班<sup>マ</sup>ニ置 [K474/6]

暦仁本 宜…其ノ畔<sup>マ</sup>ニ置<sup>マ</sup>ケ [R539/4]

嘉禄本・暦仁本では「宜」字自体が無点で具体的な読み方が

不分明の例もあるが、全体としてはこのように、「いずれも」  
「せよ」のような命令あるいは類似の意で用いられている。

〔可〕

(一)吾子孫可王之地 吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ [26/10]

嘉禄本 吾ガ子孫ノ王ノ地ナリ 「可」字は無点

[K443/5]

暦仁本 吾ガ子孫ノ王タル可<sup>キ</sup>地ナリ [R507/1]

(二)可与同床共殿以為齋鏡 [27/06]

与ニ床ヲ同ジクシ、殿ヲ共ニシテ、以テ齋鏡ト為スベシ

嘉禄本 「可」字を欠く。後掲「当」(三)の部分から一連

の内容として「吾を与に…セヨ」と読む。

[K444/3]

暦仁本 与ニ床ヲ同クシ殿ヲ共ニシテ以テ齋<sup>イツキ</sup>鏡<sup>ノ</sup>ト為

ス可シ [R507/4]

(三)足可褒賞 褒賞ム可キニ足ル [41/08]

嘉禄本 褒<sup>ホウ</sup>賞<sup>ショウ</sup>ス可<sup>キ</sup>ニ足<sup>ト</sup>レリ 「褒賞」左訓タナ

モノ) [K461/2]

暦仁本 褒<sup>ホウ</sup>賞<sup>ショウ</sup>ス可<sup>キ</sup>ニ足<sup>ト</sup>レリ [R526/2]

(四)以此可観 此ヲ以テ観ルベシ [47/02]

嘉禄本 此を以て観(ルベシ) [K467/4]

暦仁本 此ヲ以テ観<sup>ミ</sup>ル可<sup>シ</sup> [R531/7]

- (五)可同致敬 同シク敬ヒヲ致シマツルベシ [47/03]  
 嘉禄本 致一敬を同シク(ス)可シ「致敬」左訓キヤ  
 マヒヲ [K467/5]  
 暦仁本 致一敬ヲ同シクス可シ [R532/2]
- (六)不可相離 相ヒ離ルベカラス [48/06]  
 嘉禄本 (無点 相離の熟合符のみ) [K469/1]  
 暦仁本 相一離ル可カラス [R533/5]
- (七)可有中臣齋部……等氏 [52/05]  
 中臣・齋部……等ノ氏有ルベシ  
 嘉禄本 中臣齋部……等の氏有(ルベシ) [K472/4]  
 暦仁本 中臣齋部……等ノ氏有ル可シ [R537/2]
- (八)不可謂虚 虚ト謂フベカラス [55/02]  
 嘉禄本 虚ナリと謂(フヘカラス) [K475/6]  
 暦仁本 虚シト謂フ可カラス [R540/5]
- (九)猶有可取 猶ホ取ルベキモノ有リ [56/01]  
 嘉禄本 猶取(ル)可(キ)ト有(リ) [K477/1]  
 暦仁本 猶取ツ可キ有リ [R542/2]
- 「可」字の例も多くは命令の意で用いられている。「宜」字の場合と少し異なるのは、「しなければならぬ」程の意を含んでいるか、と思われる例も見える点であろうか。(七)(八)の例はこちらの意がより強いとも考えられる。(七)(八)は「しすること

- ができる」の意と見た方がいいのかも知れないが、単に可能のみの意とは異なる内容のように思われる。
- (三)の例は明らかにこれらとは異なるが、これは「足可」と用いられていることによるのではないだろうか。
- 〔当〕
- (一)必当平安 必ズ平安クマスベシ [26/05]  
 嘉禄本 (必常平安ケクマシマスヘシ)の校異)  
 [K443/2]  
 暦仁本 必ス当ニ平ク安クマシマス [R506/4]
- (二)当与天壤无窮矣 天壤ト窮マリナカルベシ [27/01]  
 嘉禄本 当ニ天壤 窮无シ [K443/06]  
 暦仁本 当ニ天壤 窮无カルベシ [R507/1]
- (三)猶視吾 吾ヲ視ルゴトクスベシ [27/05]  
 嘉禄本 当ニ吾を視マスカ猶クニ(ス)ベシ  
 (左訓 猶クニシタマフ) [K444/2]  
 暦仁本 当ニ吾ヲ視マス猶クニシタマフ [R507/4]
- (四)当為吾孫奉齋矣 吾ガ孫ノ為ニ齋ヒ奉ラム [27/09]  
 嘉禄本 当ニ吾カ孫(ノ)為(ニ)齋ヒ奉ラム  
 (左訓 奉齋ニト) [K444/5]  
 暦仁本 当(ニ)吾カ孫 奉 齋ム [R507/7]
- (五)天孫当到筑紫日向高千穂穗触之峯 [30/03]

天孫ハ筑紫ノ日向ノ高千穂ノ穗触ノ峯ニ到リマスベシ

嘉禄本 天孫ハ当ニ筑紫ノ日向高千穂穗触之峯ニ到リマ

スベシ [K447/4]

暦仁本 天孫ハ当ニ筑紫ノ日向高千穂穗触之峯ニ到リ

マス当シ [R511/3]

「当」字の例は、(三)が命令のような意に用いられている以外は、「必ず」であろう」程の推量の意に解せるものが多い。推量といても(一)のように予祝的な内容にも用いられているのであるから、確かさがはっきりしている場合に用いられるのである。とすると先に挙げた「宜・可」の例に見えた「くなければならぬ」につながる意もあるのではないだろうか。とすれば(三)の例も説明がつきそうではある。

〔応〕

(一)聞天孫応降 天孫降リマスベシト聞ク [29/08]

嘉禄本 天孫 応一降マスト聞 (ク) [K447/1]

暦仁本 天ノ孫ノ 応一降マス (ト) 聞 (ク)

[R510/6]

(二)汝応先行 汝ヤ先ニ行クベキ [29/10]

嘉禄本 汝ヤ先 (ツ) 行 (ク) 応キ [K447/2]

暦仁本 汝ヤ先ニ行ク応キ [R510/7]

(三)吾応先行耶 吾ヤ先ニ行クヘキ [29/10]

嘉禄本 吾ヤ先 (ツ) 行 (ク) 応キヤ [K447/1]

暦仁本 吾ヤ先ニ行ク応 (キ) ヤ [R510/7]

(四)汝応到何処 汝ハ何処ニ到リマサム [30/02]

嘉禄本 汝 (ハ) 何処ニ到ルル応キ [K447/3]

暦仁本 汝ハ何レノ処ニ到ルル応キ [R511/2]

(五)天孫応到何処耶 天孫ハ何処ニ到リマサム [30/02]

嘉禄本 天孫 (ハ) 何処ニイタリマサム (ヤ) [K447/4]

暦仁本 天孫ハ何ノ処ニカ応ニ到リマサムヤ [R511/2]

(六)吾応到伊勢之狭長田五十鈴川上 [30/03]

吾ハ伊勢ノ狭長田五十鈴ノ川上ニ到ラム

嘉禄本 吾ハ伊勢 (ノ) 狭長田五十鈴川上に到 (ラム)

[K447/5]

暦仁本 吾 (ハ) 伊勢 (ノ) 狭長田五十鈴ノ川上ニ到

ルル (シ) [R511/4]

(七)応任旧氏 旧ノ氏ニ任スベシ [51/08]

嘉禄本 旧ノ氏ヲ任スベシ [K472/2]

暦仁本 旧ノ氏ニ任スベシ [R536/6]

「応」字の例は、「くであろう」程の推量、あるいは予測のような意が多いようである。岩波文庫本(四)(六)・嘉禄本(五)(六)・暦仁本(六)が、「応」字を「ベシ」ではなく「ム」としていること

も同様に考えることができる。そして予測といっても(一)の例のようにごく近い未来の確かな事態のことを表すと見ることができよう。この延長上に、疑問文の(二)(三)(四)の「〜」がよいだろうか「程の意を含む用い方を位置付けることができ、さらに応答の内容にあたる(六)の「〜しようと思う」程の意を含む用い方に連なると見ることができるようになる。

(七)はこの例だけを見ると「〜なければならぬ、〜せよ」の意のようにも思われるが、内容は「御巫職」が独占されている現状の改善(復旧)を訴えている箇所であるから、むしろ「〜してほしい」のような意を含むと考えるべきであろう。

〔須〕

(一)皆須依神代之職 皆神代ノ職ニ依ルベシ [48/091]

嘉祿本 皆神代ノ職ニ依(ルベシ) [K469/2]

暦仁本 皆 須ク神代ノ職ニ依ルベシ [R533/7]

(二)須依神代之職齋部之官率供作諸氏准例造備 [52/03]

神代ノ職ニ依リテ、齋部ノ官、供作ル諸氏ヲ率テ例ニ准ヒ  
テ造リ備フベシ

嘉祿本 須は(?) 神代ノ職に依(リテ) 齋部ノ官、

供作諸 氏を率(テ)、例に准(ヒ)て造一備

(フベシ) [K472/3]

暦仁本 須ラク神代ノ職ニ依ル須シ [R537/1]

「須」字の例は二例しかないのであるが、いずれも内容上は右の「応」字(七)に類似の用い方と見ることができよう。

一般に現代の漢文訓読では「応」字は「マサニ〜ベシ」、「須」字は「スベカラク〜ベシ」と読まれるが、これは右に述べたように「応」字が時間的に近い未来の確かな事態の予測・推量、「須」字が発話者の意志に基づく希望のような意味を各々主としていることを表したものと考えることに連なると見ることができよう。

この項で問題とした古語拾遺本文の「須応」の例は、内容上は右の「応」字(七)及び「須」字の二例と類似の、「〜てほしい」の意を含んだ記述である。強いて異なる点を挙げれば、「須応」の例の直前の部分では、

或遇昌運之洪啓、助神器之大造、然則、至録功酬庸、須応〜と、その根拠理由がかなりはっきり示されていることがある。しかも、ここは中臣の独占を改めて旧に復すべきことの一一般論を述べた箇所であり、これに続いて個別例として列挙される事項の一部が先の「応」字(七)や「須」字の二例である。

従ってこの箇所では包括的により強く「〜しななければならない。〜すべきである。」述べている、ということになり、敢て「須」「応」一文字ではなく「須応」と用いたのではないか。著者が訓読を前提にしていたとすれば、「須応」二字で、例えば

「スベカラクベシ」の意を念頭にしたとも考えられる。

ただしこの部分は、先にカの類の項で「大造」の例についても述べたように、古語拾遺本文全体の構成では、内容の記述が一通り終り、以下に簡条書的に「所遺」が十一條続く、その間の部分である。つまり、簡条書に先立ってここまでの記述を締めくくる段であり、本文にも「天降・東征・扈從・群神・国史・皇天・敝命・宝基・鎮衛・昌運・洪啓・神器・大造……」と、本稿で主に取り上げた二文字の「熟語」が集中して現れる箇所である。敢て考えると、先に音読語の集中の項に挙げた序文・跋文に近い性格を持っているとも言えよう。そのような部分であるからこそ敢て、「須臾」の二文字を用いた、とも考えることはできる。

己 浦 杉

本来であればこの「神代紀に同一訓はあるが本文が異なるもの」及び次の「神代紀に訓・本文とも見えないもの」の二項が本稿の中心を成す部分である。しかし考察の半ば（というよりもその緒についた所）であるにも関わらず、既に許された紙数を超えるに至ってしまった。

以下に問題として取り上げようとした例を列挙のみしておき、個々の考察については他日を期してこれを公にしたい。

### 神代紀に同一訓はあるが本文が異なるもの（残余）

当該の語の神代紀での例との比較のため、（ ）内に神代紀で同一の訓の注された例の見える本文を掲げる。「」内は当該例の用例数（二例以上の場合）である。これを欠くものは各々一例のものである。

特甚 オギロニ（特）

独歩 ホシキママニ（檀）

降臨 アマクダル

（降・降居・降到・降來・天降・不降・奉降・來降）

赫怒 イカル

（起嚴顔・怒・勃然・慢・厄困・忿・忿然・恚恨・慍・

發慍）

祈禱 イノル（祈・禱）

称曰 イフ

（謂・云・云云・訓・言・呼・呼曰・曰・稱・號）

種殖・播殖 ウウ（植・殖・生）

約誓 ウケフ（誓・誓約・盟）

征討 ウツ（去・擊・打・擲）

侍送 オクル（送・送致・致）

- 施行 オコナフ (行・治)  
 抑下 オシタル (抑)  
 衰微 オトロフ (衰・衰去)  
 退去 カムサル (崩)  
 因循・仰従 シタガフ  
 (自伏・遵・順・臣伏・陪従・伏・伏事・從・歸順・歸  
 伏)  
 檢校 シル (御・治・馭)  
 陪従 ソフ (配・陪・陪従・副)  
 建樹 タツ (建・樹・植・立・立化)  
 献上・貢進 タテマツル  
 (授・上奉・上獻・進・奉・奉上・奉進・獻)  
 陪従 ツカフ (仕・事・會)  
 造作 ツクル  
 (為・供造・供佃・供作・構・作・所作・所造・造・圖  
 造)  
 誅伏 ツミナフ (誅)  
 号曰 ナヅク (名・號)  
 比肩 ナラブ (配・並)  
 引啓 ヒキアク (引開)  
 誕育 ヒダス (養・子養・長養・持養)  
 褒賞 ホム (善・褒美)
- 禋祀・徧祓 マツル (祭)  
 衛護・守衛 マモル (護・奉護)  
 啓白・号曰・請曰・敷奏 マヲス  
 (謂・云・啓・語・言・号・告・稱・請・奏・陳・白・  
 曰・辭)  
 御覽 ミソナハス (窺・看・見・視・臨睨)  
 悅懌 ヨロコブ (悦・快・喜・善・  
 率領 キル (將)  
 並皆 ミナ (皆・僉・咸)  
 皇天 [三例]・上帝 アマツカミ (天神)  
 天位・宝基 アマツヒツギ (宝祚)  
 上天 アメ (天・天上)  
 方今 イマ (此今・今・今者)  
 約誓 ウケヒ (誓・誓約)  
 氏姓 ウヂ (氏)  
 帝殿 オホトノ (殿)  
 作鏡 カガミツクリ (鏡作・鏡作部)  
 已上 [三例] カミ (上)  
 神代 [六例] カミヨ (神世)  
 神事 カムゴト (神功)

刺串 クシザシ (挿籤)  
 国家 クニ (郷・御寓・御宙・洲・地・土・六合・國)  
 群望 クニツカミ (國神)  
 年中 〔三例〕 コロ (間)  
 重播 シキマキ (重播種子)  
 篠竹 シノ (篠)  
 効驗 シルシ (驗)  
 聖皇 スメラミコト (天皇)  
 工夫 タクミ (巧・治工)  
 稱詞 タタヘゴト (稱辭)  
 大刀 〔二例〕 タチ (横刀)  
 盾作 タテヌヒ (作盾)  
 手未 タナスエ (手端)  
 年穀 タナツモノ (穀・種子・水田稲子・水田種子)  
 次度 ツギ (次)  
 婚姻 トツギ (交・交通・交道)  
 和幣 ニキテ (幣)  
 新殿 ニヒミヤ (新宮)  
 初度 ハジメ (元・始・初・本)  
 織室 ハタドノ (織殿)  
 蘿葛 〔二例〕 ヒカゲ (蘿)  
 一体 ヒトツ (一・一箇・一片)

真辟 マサキ (真坂樹)  
 望秩・礼典・祀典・祠祀 マツリ (祭祀)  
 神殿・正殿 〔三例〕 ミアラカ (殿)  
 王子 ミコ (胤・皇子・子・息・孫・男・兒)  
 宸襟 ミココロ (意・恕・情・心)  
 王族 ミコタチ (諸子・兒等・子等・皇子)  
 口宣 勅曰 〔三例〕 ミコトノリ (教・勅・命)  
 前驅 ミサキハラヒ (先驅)  
 前驅 ミサキハラヒ  
 幣物・幣帛 ミテグラ (幣)  
 扈從 ミトモ (使・配侍・從)  
 御前 ミマヘ (前)  
 久代・昔在 ムカシ (往時・嘗・昔・亡)  
 奕世 ヨヨ (世・代)  
 妖氣 ワザハヒ (災・災異・難)  
 此之 コノ (此・至期・所以・是)

ク・神代紀に訓・本文とも見えないもの (総数二二二・異なり  
 数二〇八)

豊稔ユタカナリ、罔措オキドコロナシ、明白シロシ、无缘ヨシ  
 ナシ、不分ワキタメナシ、凌侮アナヅル、踐祚・登極アマツヒ  
 ツギシロシメス、出去イデサル、奉辞イトママヲス、征伏ウチ

シヅム、起樹オコシタツ、蕃茂オヒシゲル、御坐オホマシマス、剪除キリハラフ、捧持ササゲモツ、重播シキマク、凌遲スタル、耕種タツクル、供作ツクリツカフ、充積ツム、宴樂トヨノアカリス、祝詞ノリトマヲス、陪侍ハベル、廻懸ヒキメグラス、称讚ホメマヲス、辞見マカリマヲス、帰化マキオモブク、来帰・来朝マキク、内附マキシタガフ、迎引ミチビク、遷化ミマカル、進仕ミヤヅカヘス、闕如モラス、遺漏モル、寄隷ヨリツク、率往キユク

口口クチグチニ、然後シカルノチ、然則シカレバ、既而スデニシテ

開闔アケタテ、出納アゲオロシ、麻柄アサガラ、朝臣アソミ、兇渠アタ、遺跡アト、天璽アマツシルシ、天罪アマツツミ、天祖アマツミオヤ、天社アマツヤシロ、天晴アマハレ、織布アラタへ、麻布アラタへ、督将イクサノカミ、稚子イトキナキコ、祈禱イノリ、齋鏡イハヒノカガミ、今世・今俗イマノヨ、齋蔵イミクラ、齋鉏イミスキ、齋斧イミヲノ、最後イヤハテ、誓槽ウケフネ、内蔵ウチノクラ、卜筮ウラノコト、父祖オホオヤ、大峽オホカヒ、大蔵オホクラ、封税オホヂカラ、元戎オホツハモノ、殿祭オホトノホカヒ、庭中オホニハ、大嘗オホニへ、大宰オホミコトモチ、奉為オホミタメ、大幣オホミテグラ、大嘗

オホミニへ、帝宅オホミヤ、休運オホミヨ、神樂カグラ、小刀カタナ、穀木カヂノキ、主鎰カヅツカサ、竈輪カマワ、群神カミガミ、神帳カミノフムダ、神宮カミノミヤ、神宝「二例」・神物カムタカラ、神地カムドコロ、神服カムハトリ、神戸カムベ、烏扇カラスアフギ、種種「二例」クサグサ、屎戸クソド、諸国クニグニ、国罪「二例」クニツツミ、国社クニツヤシロ、国中クヌチ、呉桃クルミ、他氏・他姓・他族コトウヂ、別巻コトマキ、自余コノホカ、自余コレヨリホカ、酒公サケノキミ、竹葉「二例」ササハ、風塵サワキ、地下シタツクニ、文布シツ、新羅シラギ、白羽シラハ、記文シルシブミ、白馬シロウマ、白鷄シロカケ、白猪シロキ、主基スキ、宿禰スクネ、当時ソノカミ、当年ソノトシ、自余ソレヨリホカ、宝鏡タカラノカガミ、手草タクサ、田人タヒト、鎮魂タマシヅメ、搏風チギ、官例ツカサノアト、蕙玉・蕙子ツスダマ、年々トシドシ、室内トノウチ、蜀椒ナルハジカミ、和衣ニキタへ、庭燎ニハビ、外賊ヌスピト、野火ノビ、祝詞ノリゴト、機纏ハタマキ、肌膚ハダ、祓詞ハラヘノコトバ、禊詞ハラヘノコトバ、日影ヒカゲ、日像ヒノカタ、日像ヒノミカタ、放樋ヒナナチ、皇女ヒメミコ、神籬ヒモロキ、欺式フタゴコロ、古語フルコト、祈禱ホキ、矛竿ホコサヲ、一名マタノナ、靈時マツリノニハ、官軍ミイクサ、昌運ミイツ、天恩ミウツクシビ、御トミウラ、御笠ミカサ、宮門・御門・殿門ミカド、神器ミカド、門祭ミカドノホ

カヒ、御巫ミカムナギ、御木ミキ、御璽・神璽ミシルシ、埋溝  
ミヅウミ、溝口ミヅノクチ、貢調ミツギモノ、調物・調庸ミツ  
ギモノ、三蔵ミツノクラ、瑞殿ミヅノミアラカ、從神ミトモノ  
カミ、皇舟ミフネ、鎮衛ミマモリ、褒寵ミメグミ、宮内ミヤウ  
チ、官物ミヤケモノ、宮司ミヤツカサ、宮柱ミヤハシラ、宮人  
ミヤヒト、宸駕ミユキ、御世ミヨ、六宗ムツノカミ、諸氏モロ  
ウヂ、諸社モロヤシロ、山川ヤマカハノカミ、弓月ユヅキ、沃  
壤ヨキトコロ、米占ヨネウラ、四方ヨモ、終夜ヨモスガラ、四  
海ヨモノウミ、腋子ワキゴ、差降・分別ワキタメ、腋下ワキノ  
シタ、礼教キヤノヲシヘ、礼儀キヤマヒ、小峡ヲカヒ、麻統ヲ  
ミ、麻殖ヲエ、

(平成十一年十一月二十七日受理)

注

- (1) 拙著『六種対照日本書紀神代卷和訓研究索引』(平成七年。武蔵野書院)及び本年報第九号、十五号に発表の、黒羽版、關齋版、仮名神代紀、成實堂文庫本慶長勅板、小寺清先校正日本書紀についての考察など。
- (2) 「古語拾遺諸本の訓読上の特色について―使役句形の訓読を中心として」(本年報第十六号・平成十一年三月)及び「古語拾遺岩波文庫本和訓索引」(放送大学東京第三学習センター杉浦研究室『日本語論輯』第二輯・平成十一年九月)
- (3) 「熟語」という用語は必ずしもここでいう「複数字を一まとまりとして訓を充てる」例と重なるものではないが、あくまで便宜的

な呼称として、本稿に限ってこのように用いた。

## A Study of *Kundoku* of the compound words in *Kogoshui*

Katsumi SUGIURA

### ABSTRACT

*Kogoshui* was written in 807 by *Hironari Imbe*. There were 773 two character compound words in 3883 total words — about 20% — in its text. This percentage was higher than the other classics written in the similar style. Whether these compound words were used depends on the author's intentions or the annotator's constructions?

Studying of *Kundoku* on these words gives an example of the usage of Chinese characters in classics written in the Japanized Chinese style.

For an example from a book of *Kogoshui*, a compound word “須応” was used in this book. In most Chinese classics, these characters are used singly on the top of sentence for an adverb such as “須～.” or “応～.” The usage of “須応” was based on the author's thought to how Japanese readers construct this sentence in *Kundoku*.